

○別府市営実相寺サッカー競技場管理規則

令和 3 年 3 月 3 1 日

規則第 6 0 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和 3 9 年別府市条例第 1 5 号。以下「条例」という。）第 1 8 条の規定に基づき、別府市営実相寺サッカー競技場（以下「サッカー場」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

(施設区分)

第 2 条 サッカー場は、次に掲げる施設に区分する。

- (1) 天然芝
- (2) 人工芝

(利用制限)

第 3 条 条例第 5 条の規定により次に掲げる事項を守らない者は、入場を拒み、又は退場させることができる。

- (1) 競技ルールに違反する粗野又は乱暴な言動をしないこと。
- (2) ゴム底の運動靴又はサッカーシューズ以外のグラウンドの芝生を傷めるおそれのある靴等を着用しないこと。
- (3) 使用時間内に係員等が行う芝生の養生その他のグラウンドの整備作業に協調すること。
- (4) 係員が指定した箇所以外で喫煙その他火気の使用をしないこと。
- (5) 利用した設備の整理整頓をすること。
- (6) その他サッカー場の使用の許可に当たって付した条件を遵守すること。

(使用の申請及び許可)

第 4 条 サッカー場の使用の許可を受けようとする者は、実相寺サッカー競技場使用申請書（様式第 1 号）をその使用しようとする日の 1 か月前から 3 日前までの間に市長に提出しなければならない。ただし、第 6 条各号に掲げる公式戦等については、その計画表等を添えた文書をもって

申請書に代えることができる。

- 2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、その適否を決定し、使用を許可したときは、実相寺サッカー競技場使用許可書（様式第2号）を交付する。
- 3 第1項本文に規定する期限経過後に同項本文に規定する申請があった場合は、市長は、サッカー場の使用に支障がない限り前項の規定に準じて許可することができる。
- 4 第1項本文の規定にかかわらず、第2条第2号に掲げる施設の使用の許可を受けようとする者（同項ただし書の規定により許可を受けようとする者を除く。）は、同項本文に規定する期間に、当該許可に係る申請を電子情報処理組織（別府市（以下「市」という。）の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と当該申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）を使用して行うことができる。
- 5 前項の場合において、市長は、使用の許可をしたときは、第2項の規定にかかわらず、その旨を電子情報処理組織を使用して通知するものとする。

（使用回数の制限）

第5条 条例第8条の規定により使用者が1か月（月の初日から月末までの期間をいう。）に使用できる回数は、次の各号に掲げる日に応じ、当該各号に定める回数以下とする。ただし、他の使用者の対抗試合等により競技しようとする場合は、この限りでない。

- (1) 土曜日、日曜日又は祝日 1回
- (2) 平日 5回

2 前項の規定は、次条各号に掲げる公式戦等には適用しない。

（使用優先の特例）

第6条 サッカー競技等の振興のため、次に掲げる公式戦等においては、市長は、サッカー場の使用を優先して許可することができる。

- (1) 中学校体育連盟若しくは高等学校体育連盟又は別府市体育協会若

しくはこれに加盟する各種目連盟が主共催する公式戦

(2) 市又は別府市教育委員会（以下「委員会」という。）が主催する行事

(3) その他市長が特に必要と認めるもの
(使用料の徴収)

第7条 条例第10条第1項の使用料（以下「使用料」という。）は、第4条第2項の規定による許可の場合は、当該許可後、同条第1項に規定する期限までに徴収し、同条第3項の規定による許可の場合は、当該許可の際に徴収する。

(使用料の減免)

第8条 別府市使用料の徴収に関する条例（昭和39年別府市条例第19号。以下「使用料条例」という。）第8条第1項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、実相寺サッカー競技場使用料減免申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

2 使用料の減免の基準は、次のとおりとする。

(1) 市又は委員会が主催する競技会その他の行事に使用する場合は、使用料を免除する。

(2) 別府市立学校主催の競技会（対抗チームが別府市立学校以外の場合を除く。）に使用する場合は、使用料を免除する。

(3) 市長が認定する社会体育団体又は委員会が認定する社会教育関係団体の主催する競技会で市長が特に認めた公式戦等の場合は、使用料の50パーセントを減額することができる。

(4) 市又は委員会が共催する競技会に使用する場合は、使用料の50パーセントを減額することができる。

(5) その他市長が公益上特に必要があると認めるときは、前各号の規定に準じて使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 使用料条例第7条の規定により既納の使用料を100パーセント還付することができる事由は、次のとおりとする。

- (1) 市長において必要を生じたため使用を取り消したとき。
- (2) 使用者の責任によらない天災地変等の理由により使用することができないとき。

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、実相寺サッカー競技場使用料還付申請書（様式第4号）を提出しなければならない。
（指定管理者による管理）

第10条 条例第15条第1項の規定によりサッカー場の管理を指定管理者に行わせる場合の使用の許可に関する手続については、第4条及び第6条の規定にかかわらず、指定管理者が市長の承認を受けて別に定めるところによる。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、サッカー場の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

実相寺サッカー競技場使用申請書

				年 月 日		
別府市長		あて				
		申請者		住所 氏名又は 名称及び 代表者氏名 電話		
次のとおり使用したいので申請します。						
1	使用者(団体)名 (責任者氏名)					
2	使用日時					
3	使用日区分		☐ 平日 ☐ 土曜日・日曜日・祝日			
4	使用目的					
5	使用施設		☐ 天然芝 ☐ 人工芝			
6	利用者の区分		☐ 一般 ☐ 高校生 ☐ 小学生・中学生			
7	使用目的の区分		☐ サッカー ☐ その他()			
8	入場料徴収の有無		☐ ない ☐ ある(最高入場料 税込み1人 円)			
9	使用料		円			
10	その他					
上記申請について次のとおり決定したい。			起案	・	備考	
部長	課長	係長	担当	決裁		・
				施行		・
決定区分			☐ 許可する ☐ 許可しない			
許可の条件						

様式第2号(第4条関係)

実相寺サッカー競技場使用許可書

第 号

1 使用 者	住 所
	氏名又は名称 及び代表者氏名
2 使用 日 時	
3 使用 日 区 分	☐ 平日 ☐ 土曜日・日曜日・祝日
4 使用 目 的	
5 使用 施 設	☐ 天然芝 ☐ 人工芝
6 利 用 者 の区分	☐ 一般 ☐ 高校生 ☐ 小学生・中学生
7 使用目的の区分	☐ サッカー ☐ その他 ()
8 入場料徴収の区分	☐ ない ☐ ある(最高入場料 税込み1人 円)
9 使 用 料	円
10 条 件	
上記のとおり使用を許可します。 年 月 日 別府市長 印	

様式第3号(第8条関係)

実相寺サッカー競技場使用料減免申請書

別府市長		あて		年 月 日	
		住 所			
		氏名又は 名称及び 代表者氏名			
		申請者		電 話	
次のとおり申請します。					
1 使用者(団体)名 (責任者氏名)					
2 使用施設		☐ 天然芝 ☐ 人工芝			
3 使用日時					
4 使用目的					
5 申請区分		☐ 減額 ☐ 免除			
6 申請理由					
上記申請について次のとおり決定したい。				起 案 ・ ・	
部 長	課 長	係 長	担 当	決 裁 ・ ・	
				施 行 ・ ・	
1 決定区分		☐ 減免する ☐ 減免しない			
2 決定理由		規則第 条 第 項 第 号に該当			
3 減免事項		規定使用料 円	減免する額 円	減免率 %	減免後の使用料 円
4 備考					

様式第4号(第9条関係)

実相寺サッカー競技場使用料還付申請書

					年 月 日	
別府市長				あて		
				住 所 氏 名 又 は 申 請 者 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 電 話		
次のとおり申請します。						
1 使用者(団体)名 (責任者氏名)						
2 使用施設		☐ 天然芝 ☐ 人工芝				
3 使用目的						
4 許可年月日						
5 使用料納付年月日 及び納付額						
6 使用を取り止めよ うとする理由						
上記申請について次のとおり決定した い。				起案 . .		還付率 %
部 長	課 長	係 長	担 当	決裁 . .		
				施行 . .		還付金額 円
決 定 区 分		☐ 還付する ☐ 還付しない				
備 考						

様式第 1 号（第 4 条関係）

様式第 2 号（第 4 条関係）

様式第 3 号（第 8 条関係）

様式第 4 号（第 9 条関係）